

いわき市農業委員会第33回農地部会議事録

1 開催日時

平成30年3月20日（火） 9時30分から11時00分

2 開催場所

東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（18人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（12人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番 鈴木 克巳 6番 荒川 光弘 13番 草野 庄一

2番 木村 茂 8番 佐藤 好弘 14番 佐川 良平

4番 長瀬 紘 11番 小野 勝彦

5番 飯高 敬一 12番 鈴木 ヒデ子

(2) 事務局（6人）

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

藁谷 裕 農地調整係 主査

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（3人）

3番 大竹 公治

10番 青木 泰榮

15番 草野 久仁昭

5 会議の概要

農地部会長
(以下、議長)

それでは、只今から第33回農地部会を開催いたします。

本日の通告欠席者は、3番 大竹公治委員、10番 青木泰榮委員、15番 草野久仁昭委員の3名であります。只今15名中、12名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。

次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、指名いたします。

8番 佐藤好弘委員、11番 小野勝彦委員にお願いいたします。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。

林係長

取下げ、訂正、追案等について説明いたします。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、取下げが1件ございます。

また、追加議案として、「議案第6号 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」がございます。

詳細につきましては議案説明の際、各担当者から説明いたします。

外、取下げ、訂正、追案等はありません。

又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。

以上です。

議長

それでは議事に入ります。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書 3 ページをお開きください。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。 1 番、申請地、後田町、地目は畑、面積は339㎡です。 権利移動事由は、売買による所有権の移転です。 外 5 件、6 番までは売買による所有権の移転です。 続きまして、7 番、申請地、平、地目は畑、面積は270㎡です。 権利移動事由は、贈与による所有権の移転です。 外 2 件、9 番までは贈与による所有権の移転です。 続きまして、10番、申請地、勿来町、地目はすべて畑、合計面積は1,072㎡です。 権利移動事由は、賃借権の設定です。 外11件、21番までは賃借権の設定です。 今月の 3 条申請面積は、田18,455㎡、畑21,933㎡、合計40,388㎡です。 番号 1 番から21番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、勿来地区、お願いいたします。
11番小野委員	番号 1、2、10～21番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
宇佐見主任	番号 3、6 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
宇佐見主任	番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局より、お願いいたします。
宇佐見主任	番号 7、8、9 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
近藤主査	議案書8ページをお開きください。

農地法第4条第1項許可の案件につきまして説明いたします。
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

1番、申請地、平、登記地目は畑、面積は58㎡です。

転用目的につきましては、風力発電機用敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による避難生活を経て、いわき市に新居を建築し、生活しております。その中で、可能な限り自然エネルギーを利用していきたいという思いから風力発電機を設置するという案件であり、事業実施は確実であります。

以上1件、面積は、畑58㎡、合計面積もそのまま58㎡となります。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
平2区、お願いいたします。

近藤主査

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

議案書 10 ページをお開き下さい。

まず、1 件取下げがございます。

番号 1 の案件につきまして、申請地番の相違があり、都市計画課との開発許可に係る協議が済んでいないため、取下げとなっております。

この取下げに伴い、13 ページの田の計が 14,658 m²、合計が 24,955 m²にそれぞれ変更となりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、農地法第 5 条第 1 項許可の案件につきまして説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号 2 番、申請地、鹿島町、登記地目は畑、転用面積は 5,551 m²です。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的につきましては、資材置き場及び駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は管工事業を営んでおり、本物件の近隣に事務所を構えております。今までは資材置き場及び駐車場として、鹿島町地内の土地を賃借しておりましたが、諸事情により近い将来、返還しなければならなくなりました。また、業務拡大により、資材・車両等が増加することから、資材置き場及び駐車場の確保に窮しており、本申請は譲受人にとって円滑な事業運営に必要な案件であり、事業実施は確実です。

番号 3 番、申請地、添野町、登記地目は畑、転用面積は 491 m²です。

権利の移動事由につきましては、使用貸借権の設定、転用目的につきましては、居宅・物置建築です。

事業実施の確実性につきましては、2 年前に譲受人に対し、「いわき上三坂小野線 道路橋りょう整備事業」に伴う現住居の底地の買収の話が県建設事務所からありました。公共事業であるため収用に応じ、移転先を申請地としたことから事業実施は確実です。

番号 4 番、申請地、添野町、登記地目は畑、転用面積は 82 m²です。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的につきましては、自己駐車場敷地です。

事業実施の確実性につきましては、今回、「いわき上三坂小野線道路橋りょう整備事業」において、譲受人の現住居の底地が事業用

地に含まれ、土地収用により移転をすることになりました。移転先は譲受人所有の農地の予定ですが、譲受人所有の農地だけを宅地として使用する場合、その土地の形状上、道路への出入りに不便が生じます。また、譲受人所有の農地面積が小さく、世帯員の自動車や来客用駐車場を確保することができないことから、駐車場敷地を確保する案件であるため事業実施は確実です。

番号5番、申請地、大久町、登記地目は畑、転用面積は635 m²です。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的につきましては、駐車場及び資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は建築板金業を営んでおり、平成28年12月には法人化し、事業の拡大を図っているところであります。そうした中、既存の駐車場や資材置場が手狭になり、当該用地を探していたところ、地権者から土地を譲ってもよいという話があり、自宅からも近く、利便性も高いことから申請に至った案件であるため、事業実施は確実です。

番号6番、申請地、遠野町、登記地目は畑、転用面積は805 m²です。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定、転用目的につきましては、太陽光発電施設です。

事業実施の確実性につきましては、当該土地は傾斜していることから、本格的な耕作がしにくい状況であります。さらに譲渡人は東日本大震災後の原発事故による風評被害を機に、自身が高齢であり、当該土地を耕作する後継者もいないことから、他の田畑も含め耕作範囲を徐々に縮小してきております。今後の農業収入の減少を補てんするため、太陽光発電施設を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号7番、申請地、遠野町、登記地目は田、転用面積は1,780 m²です。

権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的につきましては、太陽光発電設備敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は会社業務が多忙であり、耕作する余裕が無く、農地は休耕中の状態であります。農地として利用してくれる人も見つからず、農地として維持管理していく負担を感じておりました。

また、譲受人は自然エネルギーを利用した発電事業に従事し、太陽光パネルを設置するための土地を探していました。太陽光パネルの設置は農地の原野化防止に役立ち、周辺住民からも同意を得ることができたことから事業実施は確実です。

	番号 8 番、申請地、小川町、登記地目は畑、面積は 630 m²です。 権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的につきましては、資材置き場です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は建設業を営んでおり、事業を拡大するため建設資材を置く土地を探しておりました。その折、譲渡人から耕作出来なくなった当該農地を譲ってもよいという話があり、譲受人もそれに応じたことから申請に至った案件であるため、事業実施は確実です。 なお、9 番、10 番につきましては、携帯電話基地局設置に係る工事用仮設用地、11 番から 14 番につきましては、常磐道 4 車線化事業に伴う工事用仮設用地での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上 13 件、面積の計は、田 14,658 m² 畑 10,297 m²となりまして、合計は 24,955 m²となります。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14 番佐川委員	番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1 番鈴木委員	番号 3、4 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
近藤主査	番号 5 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
石島主任	番号 6、7 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、

	問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題は ありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局より、お願いいたします。
近藤主査	番号9、10番につきましては、携帯電話基地局設置に係る工事用 仮設用地、番号11から14番につきましては、常磐道4車線化事業に 伴う工事用仮設用地での一時転用案件であります。現地を調査した 結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
5番飯高委員	太陽光発電パネルの設置に関して、将来、その地域にはほ場整備が 入る場合、太陽光発電パネルが設置されている土地がほ場整備の障 害になってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。
近藤主査	太陽光発電パネルが設置可能な農地は農地区分上の第3種農地、 第2種農地に限られます。ほ場整備が入る地区は農振農用地や第1 種農地であり、農振農用地や第1種農地への太陽光発電パネルの設 置が許可となることはないことから、太陽光発電パネルがほ場整備 の障害となることはないものと思われま。
議 長	その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第4号 荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

藁谷主査

議案書15ページをお開きください。

対象地は、管理番号1、荒廃農地の所在は平絹谷、公簿地目は畑、公簿面積は334㎡、外108筆です。

21ページをお開きください。

今回の非農地判断対象農地は、田が40筆、35,934㎡、畑が64筆、32,491㎡、その他が5筆、500.85㎡、合計が109筆、68,925.85㎡であります。

この農地・非農地の判断にかかる議案について補足説明いたします。

本委員会では、農林水産省が定めた「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき「荒廃農地調査」を実施しており、平成29年度においては8月から11月にかけて各地区の荒廃農地の状況を調査いたしました。

この調査により、既に山林・原野化しており、農地として再生することが困難と見込まれる農地については、農業委員会において、農地法の対象となる「農地」として取り扱うか否かの判断を行なうこととなっているものです。

当該調査につきましては、事務局で精査したところ、対象として取り扱うべき土地が、138筆あることを確認いたしました。なお、公簿地目が農地以外のものについて、「その他」で集計しておりますが、いずれも農地台帳上の現況地目が「畑」とされていた土地であり、今回の調査の結果、全て山林・原野化していることが確認されているため、非農地判断対象地に含めたものであります。

その後、2月22日付けで、市農業振興課、いわき地域農業再生協議会といった関係機関に「調査の対象とならない農地」かどうかを確認しております。

同じく、各土地改良区へも「非農地とすべきでない農地」があるかどうかを照会した後、2月23日付けで、土地所有者等へ非農地判

	断に係る事前通知書を送付し、所在と現況が一致しているか、非農地判断対象からの除外を希望するかについて意向を確認いたしました。 これらの確認により、最終的に今回の 109 筆、68,925.85 m²を非農地判断することについてお諮りするものであります。
議 長	只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。
6 番荒川委員	今回の非農地判断対象農地の中に、農振農用地は含まれているのでしょうか。
藁谷主査	数筆ほど含まれておりますが、それらについては、事前に農業振興課と協議しております。
13 番草野委員	非農地とすることについて、所有者に確認はとっているのでしょうか。
藁谷主査	事前通知書をお送りして、全員の了解を得ております。
議 長	他にご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありましたのでお諮りいたします。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第 4 号 荒廃農地（B 分類）の農地・非農地の判断について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第 5 号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書23ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第19号から第23号の内容について説明いたします。

第19号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は、平、四倉、三和。

借り手1名、貸し手10名、対象筆数、田19筆、面積、田32,440㎡となっております。

第20号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は、平、勿来、四倉、小川。

借り手11名、貸し手15名、対象筆数、田48筆、面積、田69,591㎡となっております。

第21号は、新たに利用権（使用貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は、平、四倉。

借り手2名、貸し手3名、対象筆数、田3筆、畑1筆、面積、田2,015㎡、畑1,572㎡となっております。

第22号は、期間満了に伴い、利用権（賃貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、平、小名浜、勿来、常磐、四倉、遠野、小川、好間、三和。

借り手35名、貸し手57名、対象筆数、田231筆、畑1筆、面積、田272,660㎡、畑1,932㎡となっております。

第23号は、期間満了に伴い、利用権（使用貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、平、三和。

借り手2名、貸し手2名、対象筆数、田4筆、面積、田5,339㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第19号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年3月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外1筆、現況地目、田、面積、4,344㎡外9件、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第20号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年3月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外8筆、現況地目、田、面積、8,621㎡外14件、詳細につきましては、記載のとおりです。

議案書32ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第21号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年3月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平、現況地目、田、面積、744㎡外2件、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第22号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年3月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平、現況地目、田、面積、984㎡外62件、詳細につきましては、記載のとおりです。

44ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第23号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年3月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平、現況地目、田、面積、1,942㎡外1件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第19号から第23号までの計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認め、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、追加された「議案第6号 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」事務局より説明を願います。

林係長

（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

藁谷主査

追加議案書の2ページをお開き願います。

土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について、説明

いたします。

番号1番、土地改良事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業)の計画変更に伴う第3条資格者証明についてですが、事業名は、農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)、事業実施地区については、いわき地区、地区の内訳につきましては、久之浜・大久、川前、大野、小川、神谷、草野、平窪、大浦地区になります。同意者数につきましては、1,729名です。

この件につきましては、平成13年に当該地区の資格者の同意書を徴収した、いわゆる「広域農道」の事業になりますが、今般、その計画が変更されることに伴い、改めて資格者の確認が必要になったものであります。

番号2番、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業)に係る第3条資格者証明についてですが、事業名は、農村地域防災減災事業(用排水施設等整備)、事業実施地区については、上高久地区になります。同意者数につきましては、99名です。

この件につきましては、前述の事業と異なり、平成30年度からの新規事業であります。この事業は、滑津川水系滑津川の平上高久字竹後地内にあります取水ゲート1基が円滑に可動できないことから、原形復旧とそれに伴う建屋と電気設備の改修を予定しているものであります。

事業内容等の説明は、以上になりますが、いずれの事業につきましても、資格を有する者かの確認につきましては、事務局において厳正に確認しましたことを申し添えます。

議 長 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第6号 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書の48ページをお開き願います。

農地法第4条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は829 m²、転用目的は駐車場、都市計画法上の区分は準工業地域、工事着工年月日は平成30年2月16日、受理年月日は平成30年2月5日でございます。

外5件ございました。

転用面積は、田1,908 m²、畑884 m²、合計2,792 m²でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書の51ページをお開き願います。

農地法第5条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は四倉町、登記地目は畑、面積は137 m²、転用目的は資材置場、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年3月1日、受理年月日は平成30年2月5日でございます。

外18件ございました。

転用面積は、田3,641 m²、畑3,588 m²、合計7,229 m²でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知につい

	て」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書の56ページをお開き願います。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 1番、所在地は四倉町、現況地目はすべて田、面積は3,003㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成30年1月22日でございます。 外9件、田が35,490㎡、合計面積も35,490㎡でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書の59ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。 2月中には12件の証明願があり、贈与税、相続税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。 面積は、田146,605㎡、畑66,517㎡、合計213,122㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。 以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。 以上です。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、皆様から、その他について何かございませんか。

4 番長瀬委員	農地中間管理事業に関して、公社に貸し出した農地について自らが受け手となる事は可能ですか。
林係長	制度上可能ですが、手数料が発生してしまいます。しかしながら、地域における農地の集積率を上げる事を目的に、地域や各個人の考え次第では、公社に貸し出した農地を自分で受ける事も考えられます。
議 長	それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第33回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。